

行政における再発防止等調査特別委員会会議記録（第1回）

令和5年9月28日（木）

1 出席委員（7名）

委員長	原田てつよ	副委員長	齋藤一信
委員	大月隆司	委員	栗尾典子
委員	仁科文秀	委員	藤井義明
委員	山本 聡		

2 欠席委員（なし）

3 説明のため出席した者の職氏名（なし）

4 事務局職員

議会事務局長	塚本真一	議会事務局次長	虫明 隆
--------	------	---------	------

5 付議案件 別紙のとおり

6 場所

第一委員会室

午前10時24分 開会

○委員長（原田てつよ）

〔挨拶〕

ただいまの出席は7名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから第1回の「行政における再発防止等調査特別委員会」を開会します。

早速ですが、協議案件「事務検査に関する決議について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

◎事務局長（塚本真一）

地方自治法第98条第1項では、議会は地方公共団体の事務に関して検査をすることが規定されています。この議会の検査権を行使するには、議会の議決が必要となります。

このたび、国営笠岡湾干拓事業負担金の債権管理に関して適正に執行されているかとの疑念が生じております。

「議会の検査権」を行使することにより、必要な書類の提出を市長に求め、その内容を

検査することで、議会の監視機能が発揮され、市が行っている干拓負担金の債権管理の事務処理が適正に行われているか否かを確認できるものです。

また、その検査権がこの特別委員会に委任されることにより、検査を十分に行えることができると期待されるものです。

初めに申し上げましたが、議決のため、検査事項、検査方法、権限等を定めた発議を、本委員会として行っていただきたいと思えます。以上でございます。

○委員長（原田てつよ）

委員の皆さんから質疑がありましたらお願いします。

それでは、これより、地方自治法第98条第1項の規定による事務検査を求めることの発議を提出することについてお諮りいたします。

発議提出について、御異議ありませんか。

（「異議なし」との呼ぶ者あり）

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

議案書、提案説明の作成につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思えますが、それでよろしいでしょうか。

（「なし」との呼ぶ者あり）

以上で、協議案件「事務検査に関する決議について」を終わります。

閉会にあたりまして、副委員長挨拶をお願いいたします。

○副委員長（齋藤一信）

お疲れ様でした。

○委員長（原田てつよ）

それでは、以上で行政における再発防止等調査特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時26分 閉会

笠岡市議会委員会条例第28条第1項の規定により
ここに署名する。

行政における再発防止等調査特別委員長

原田 775